

## 2 企業型DCとiDeCoの同時加入について

以下i, iiのいずれかに当てはまる方は企業型DCとiDeCoの同時加入はできません

- i. 企業型DCで加入者掛金(マッチング拠出)を選択している方
- ii. 企業型DCの掛金が各月拠出となっていない場合(\*1)

(\*1) DCは原則として毎月均等に掛金を拠出しますが、企業型DCの一部の制度においては、毎月ではなく複数月分をまとめて拠出することや、特定の月に多く掛金を拠出することを認めている場合があります。そのような制度の企業型DC加入者となる場合は、iDeCoの加入者になることはできません

**ご参考** iDeCoの拠出限度額(月額)

国民年金第2号被保険者の企業年金加入状況	iDeCoの拠出限度額
企業型DCのみに加入	月額5.5万円-(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度の掛金相当額)
企業型DCとDB等の他制度(*2)両方に加入	(月額5千円以上2万円を上限)

(\*2) DB等の他制度とは、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済を指します  
(iDeCoの最低掛金額(月額)について)

iDeCoの掛金額は5千円~拠出限度額までの間(千円単位)で加入者が選択できます。そのため、上表によりiDeCoの拠出限度額が5千円未満となった場合は、iDeCoに加入し掛金を拠出することはできません



**iDeCoで掛金の拠出をしている加入者の方は、企業型DCの加入に伴い必要なお手続きをご確認ください。企業型DCとiDeCoへの同時加入を希望する場合は、それぞれの掛金額を合算し拠出限度額(5.5万円)を超えないことをご確認ください。必要に応じてiDeCoの掛金額変更手続きを行ってください**

以下の早見表をご確認のうえ、該当するお手続きを行ってください

- 必要なお手続きの詳細は、ご自身で加入しているiDeCoの取扱金融機関にご連絡のうえ、進めてください
- 今回加入する企業型DCの加入までにお手続きを行ってください

iDeCo同時加入可否	企業型DC加入後のお立場	iDeCoのお手続き(提出書類)
<b>■ 加入者掛金(マッチング拠出)を実施している制度の企業型DC加入者</b>		
可	加入者掛金(マッチング拠出)を選択していない方かつ、iDeCoの拠出限度額が5千円以上の方	企業型DCの加入者になったことをiDeCoに通知する必要があります。企業型DC加入に伴いiDeCoの拠出限度額を超える場合は、iDeCoの掛金額変更手続きも必要です  <b>■ お勤め先は変わらず新たに企業型DCに加入する方</b> <b>■ 転職等により転職先の企業型DCに加入する方</b> ・「加入者登録情報変更届(第2号被保険者用)」 ※事業主払込方法により拠出をする方は以下も必要となります ・事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書
不可	iDeCoの拠出限度額が5千円未満の方  加入者掛金(マッチング拠出)を選択した方	iDeCoの掛金の拠出を停止する必要があります ・「加入者資格喪失届」
<b>■ 加入者掛金(マッチング拠出)を実施していない制度の企業型DC加入者</b>		
可	iDeCoの拠出限度額が5千円以上の方	企業型DCの加入者になったことをiDeCoに通知する必要があります。企業型DC加入に伴いiDeCoの拠出限度額を超える場合は、iDeCoの掛金額変更手続きも必要です  <b>■ お勤め先は変わらず新たに企業型DCに加入する方</b> <b>■ 転職等により転職先の企業型DCに加入する方</b> ・「加入者登録情報変更届(第2号被保険者用)」 ※事業主払込方法により拠出をする方は以下も必要となります ・事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書
不可	iDeCoの拠出限度額が5千円未満の方	iDeCoの掛金の拠出を停止する必要があります ・「加入者資格喪失届」
<b>■ 各月拠出ではない制度の企業型DC加入者</b>		
不可	—	iDeCoの掛金の拠出を停止する必要があります ・「加入者資格喪失届」

# 新たに企業型確定拠出年金に加入される際のお手続きのご案内

2024年  
12月  
法改正版

この資料では、新たに企業型確定拠出年金(以下企業型DC)に加入される方に向けて、2つの事項をご案内しております。該当される方は、必ずご確認ください

### 1 他の年金制度からの移換について

前に加入していた年金制度の資産を新たに加入した企業型DCへ移すお手続きのご案内です。加入していた年金制度によってお手続き方法や期限が異なります。加入していた年金制度の資産がどこにあるのか分からない方は、以前のお勤め先の担当部署宛にご確認ください

### 2 企業型DCとiDeCoの同時加入について

企業型DCとiDeCoの同時加入のご案内です。現在iDeCoに加入している方は企業型DCの加入にあわせてお手続きが必要な場合がありますのでご確認ください

**ご参考** お手続きのご案内動画

皆様の必要なお手続きをご案内します。お持ちのスマートフォン・タブレット端末で読み取ってください



**!** 60歳以降に初めてDCに加入した場合、裁定請求を行うDC口座の加入期間が5年経過した時から老齢給付金を請求することができます

**!** 企業型DCの老齢給付金裁定を行っている場合は、新たに企業型DCへ加入できません。また、60歳以降に新たに企業型DCへ加入する場合、保有している企業型DC資産の裁定請求手続きは行えなくなり、ご自身の申出によらない移換が行われる場合もございますのでご注意ください

ご照会は、ぜひ**三井住友信託ライフガイド**をご活用ください!

JIS&T版

一般的なお問い合わせは **DCチャットボット** へ!

24時間いつでもAIが自動で回答します  
加入者の方はログオンいただくとWeb相談機能もご利用いただけます  
(加入者口座番号・インターネットパスワードが必要)

ライフガイド  
DCチャットボット



よくあるご質問はこちら



コールサービス  
営業時間はこちら



お電話での  
お問い合わせは

三井住友信託確定拠出年金コールサービス  
**0120-401-101** (通話料無料)

Copyright. ©.Sumitomo Mitsui TrustBank, Limited. All rights reserved  
 ■本資料は、情報の提供を目的として作成しており、具体的な対応についてはお客さまのご判断により行っていただくこととなります。お客さまのご判断によって行ったご対応の結果生じた損害につきましては、弊社は一切責任を負いません。■本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認くださいようお願い申し上げます。■本資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて三井住友信託銀行に属し、いかなる目的であれ本資料の一部または全部の無断での使用・複製・複製は、法律で認められた場合を除き、著作権の侵害になります。■本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社コールサービス等にご照会くださいますようお願い申し上げます。■本資料は2024年12月1日現在の弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものです。その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。また、今後の金融情勢、社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合がございます。

# 1 他の年金制度からの移換について

加入していた年金制度に応じて、移換方法をご確認ください(複数該当する方は、それぞれお手続きが必要です)  
移換をしますと、移換元制度での「加入者等期間(勤続期間等)」は、移換先の企業型DCの通算加入者等期間・通算拠出期間に算入されます

## A 企業型DCに資産がある方

移換にあたり各種条件がございます。動画もご活用いただきご確認ください。

お手続きのご案内動画



必要書類の入手先

お手続きに必要な書類

書類提出先

書類提出期限

●入社後すぐに加入できる方  
条件にかかわらず移換可能です(国民年金基金連合会に自動移換済の資産を移換する場合も含まれます)

※iDeCoに移換し、iDeCoの運用指図者になることもできます(iDeCoの加入者になることが可能な場合もあります)。iDeCoへの申込・移換を希望する場合はiDeCoの取扱金融機関にお問い合わせください

●入社後すぐに加入ができない方  
企業型DCに加入しないと移換のお手続きができません。加入までの間に前職の企業型DCの自動移換期限が到来する方は、一度iDeCoへ移換する必要があります(企業年金連合会へ移換することもできます)  
加入日が到来してから、Bの移換のお手続きを行ってください

新しいお勤め先の確定拠出年金窓口

個人別管理資産移換依頼書

移換元記録関連運営管理機関名称は以前のお勤め先へお問い合わせください

帳票記入見本はこちら  
(P5、P6をご確認ください。)



新しいお勤め先の確定拠出年金窓口

すみやかに(加入手続きと同時)

⚠ 企業型DCの資格喪失日の翌月から6か月経過後、移換手続きをしておらず、かつ所定の条件を満たした場合は、新たに加入した企業型DCまたはiDeCoへ自動的に移換される可能性があります。この場合、元のDC口座で裁定請求のお手続きはできなくなります。また、運用割合は毎月の掛金における運用割合が適用されます

## B iDeCoに資産がある方



●iDeCo加入者(掛金の拠出を行う方)  
⚠ ①iDeCoとの「同時加入が不可」または「同時加入を希望しない」場合は、移換とiDeCoの資格喪失のお手続きが必要です。ご自身で加入しているiDeCo取扱金融機関にご連絡のうえお手続きください  
②移換をせずにiDeCoの掛金拠出の継続や掛金停止が可能な場合もあります。詳細は「2 企業型DCとiDeCoの同時加入について」をご確認ください  
※iDeCoでの拠出を継続しながら、iDeCoの加入記録と資産のみ企業型DCへ移換することも可能です。ご希望の場合は「個人別管理資産移換依頼書(個人型加入者資格継続用)」を新しいお勤め先の確定拠出年金窓口から入手・提出してください

●iDeCo運用指図者(掛金の拠出をせず運用のみ行う方)  
企業型DCに移換するか、iDeCoで運用を継続するか選択できます

企業型DCの加入時に限らず、いつでも移換手続きは可能です  
iDeCoを継続する場合、手数料はご本人様負担となります

iDeCo資産を企業型DCに移換する場合  
新しいお勤め先の確定拠出年金窓口

個人別管理資産移換依頼書

移換元記録関連運営管理機関名称はiDeCoの取扱金融機関にお問い合わせください

帳票記入見本はこちら  
(P5、P6をご確認ください。)



新しいお勤め先の確定拠出年金窓口

すみやかに

## C 確定給付企業年金または厚生年金基金に資産がある方

脱退一時金相当額のみ  
移換可能です

新しいお勤め先の  
確定拠出年金窓口

移換申出書

左側のみ記入してください

帳票記入見本はこちら



入社前の  
確定給付企業年金実施事業主  
または厚生年金基金

前の企業年金制度の  
加入資格喪失から1年以内

移換完了後に「移換完了のお知らせ」が郵送で届きます ※移換完了までにお時間がかかる場合がございます

### ⚠ 移換手続きに関する注意点

- 移換先制度では、移換手続きに関する事務手数料はかかりません。移換元制度においては、移換手続きに関する事務手数料・移換が完了するまで口座の管理に係る事務手数料がかかる場合もございます
- 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっておりますが、確定給付企業年金(確定給付企業年金から年金資産の移換を受けた企業年金連合会を含む)から企業型DCへ年金資産を移換した場合、給付時に課税される場合があります

### 参考 企業年金連合会に資産がある方

※退職時に「企業年金連合会」へ移換を選択した方、退職後1年を経過し資産が「企業年金連合会」へ移換されている方

お手続き詳細は企業年金連合会へお問い合わせください。書類提出期限は企業型DCの加入資格取得から3か月以内です

企業年金連合会

検索